育児・介護休業等に関する労使協定書

　○○株式会社と従業員の過半数を代表する者○○○○は、○○株式会社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第１条　会社は、次の従業員から育児休業の申し出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(１)　入社１年未満の従業員

(２)　従業員の配偶者で、育児休業の申し出に係る子の親である者が次の全てに該当する従業員

①　職業に就いていない者（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく育児休業その他の休業により就業していない者及び１週間の就業日数が２日以内の者を含む。）であること。

②　申出に係る子の養育をすることができる心身の状況にあること。

③　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定でない、又は産後８週間以内でない者であること。

④　申出に係る子と同居している者であること。

(３)　申出の日から１年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

(４)　１週の所定労働日数が２日以下の従業員

(５)　従業員又はその配偶者以外に、申し出にかかわる子の親であり、（２）の全てに該当する者がいる場合の、その従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第２条　会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(１)　入社１年未満の従業員

(２)　申し出の日の翌日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

1. １週の所定労働日数が２日以下の従業員

（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第３条　会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

1. 入社１年未満の従業員
2. １週の所定労働日数が２日以下の従業員

（従業員への通知）

第４条　事業所長は、第１条から第３条までのいずれかの規定により従業員からの申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

（育児休業の終了）

第５条　育児休業をしている従業員が第１条第２号又は同条第５号に該当することとなった場合には、その従業員の育児休業は、それらの事由が生じた日から２週間以内における、会社が指定した日に終了するものとする。

２　前項の事由が生じた場合、従業員は原則としてその事由が発生した日にその旨を会社に通知しなければならない。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、令和○年○○月○○日から令和○年○○月○○日までの○○年間とする。ただし、期間満了の○ヶ月前までに会社、従業員の過半数を代表する者のいずれからも改定の申出がない場合には、○年ごとに自動更新するものとする。

以上

　　令和○年○○月○○日

株式会社○○○○○○○○

代表取締役　○○　○○ 　　　印

従業員の過半数を代表する者

○○　○○ 　　　印